

# 第 1 7 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月8日(月)午後3時00分～3時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
  - 1番 横山 正行
  - 2番 金子 節夫
  - 3番 松崎 マサエ
  - 4番 松島 章倫
  - 5番 小林 修
  - 6番 中村 政五郎
  - 7番 島田 信成
  - 8番 高田 洋子
  - 9番 天谷 豊
  - 10番 大川 則彦
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主事補 小林 智貴
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案
    - 議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)
    - 議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
    - 議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第3 報告
    - 報告第18号 農地改良届出について
    - 報告第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

|          |  |
|----------|--|
| 会長（天谷）   | <p>それでは只今より、第17回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>  |
| 事務局長(吉田) | <p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>  |
| 会長（天谷）   | <p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第17回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p>&lt;会長挨拶&gt;</p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号6番中村政五郎委員、同じく7番島田信成委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第52号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p> |
| 事務局(國府田) | <p>議案第52号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年11月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから6ページを参照してください。以上です。</p>   |
| 会長(天谷)   | <p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可するこ</p>   |

|          |   |
|----------|---|
|          | <p>とと決定いたします。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p>   |
| 事務局(國府田) | <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、7ページから9ページを参照してください。以上です。</p>   |
| 会長(天谷)   | <p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することと決定いたします。</p>  |
| 事務局(國府田) | <p>次に、議案第53号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明を願います。</p> <p>議案第53号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年11月8日、邑楽町農業委員会、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、10ページから13ページを参照してください。以上です。</p> |
| 会長(天谷)   | <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>  |
| 6番(中村)   | <p>6番中村です。11月5日に事務局と1班で行いました。申請地は大字藤川字村西地内、案内図は資料10ページ、付近状況図は11ページを参照してください。申請地は大根村交差点から北へ進んだ地点にあり、農地の拡がりではなくその他第2種農地と判断されます。1班として現地</p>  |

|                 |  |
|-----------------|--|
| <p>会長(天谷)</p>   | <p>や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、議案第54号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明を願います。</p> |
| <p>事務局(國府田)</p> | <p>議案第54号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年11月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、14ページから17ページを参照してください。以上です。</p>  |
| <p>会長(天谷)</p>   | <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>   |
| <p>7番(島田)</p>   | <p>7番島田です。11月5日に事務局と1班で行いました。申請地は大字狸塚字昭和地内、案内図は資料14ページ、付近状況図は15ページを参照してください。申請地は邑楽南地区地区計画区域内にある市街地近傍小集団農地の第2種農地となっております。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>   |

|                 |   |
|-----------------|---|
| <p>会長(天谷)</p>   | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p> |
| <p>事務局(國府田)</p> | <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、18ページから21ページを参照してください。以上です。</p>  |
| <p>会長(天谷)</p>   | <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>  |
| <p>5番(小林)</p>   | <p>5番小林です。11月5日に事務局と1班で行いました。申請地は大字赤堀字宿地内、案内図は資料18ページ、付近状況図は19ページを参照してください。申請地は市街地近傍小集団農地の第2種農地となっております。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>  |
| <p>会長(天谷)</p>   | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>  |

|          |   |
|----------|---|
|          | <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、3番の案件につきましては、農業委員会に関する法律、議事参与の制限の規定により、審議が終了するまでの間、5番小林修委員の退席をお願いします。</p> <p>(小林委員退席)</p> <p>3番について事務局より、説明を願います。</p>                                   |
| 事務局(國府田) | <p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、22ページから25ページを参照してください。以上です。</p>  |
| 会長(天谷)   | <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>  |
| 7番(島田)   | <p>7番島田です。11月5日に事務局と1班で行いました。申請地は大字狸塚字本郷地内、案内図は資料22ページ、付近状況図は23ページを参照してください。申請地は農地の拡がりがない第2種農地となっております。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>                                     |
| 会長(天谷)   | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>(小林委員入場)</p> |

|          |  |
|----------|--|
| 事務局(國府田) | <p>続きまして、4番について事務局より、説明を願います。</p> <p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、26ページから29ページを参照してください。以上です。</p>   |
| 会長(天谷)   | <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>   |
| 5番(小林)   | <p>5番小林です。11月5日に事務局と1班で行いました。申請地は大字中野字下中野地内、案内図は資料26ページ、付近状況図は27ページを参照してください。申請地は第1種農地ですが、集落接続のため不許可の例外に該当します。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく願います。</p>   |
| 会長(天谷)   | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、5番の案件につきましては、農業委員会に関する法律、議事参与の制限の規定により、審議が終了するまでの間、4番松島章倫委員の退席をお願いします。</p> <p>(松島委員退席)</p> <p>5番について事務局より、説明を願います。</p> <p>事務局(國府田)</p> <p>番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につき</p> |

|                 |  |
|-----------------|--|
|                 | <p>ましては、30ページから33ページを参照してください。以上です。</p>  |
| <p>会長(天谷)</p>   | <p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>   |
| <p>6番(中村)</p>   | <p>6番中村です。11月5日に事務局と1班で行いました。申請地は大字狸塚字本郷地内、案内図は資料30ページ、付近状況図は31ページを参照してください。申請地は第1種農地となっておりますが、集落接続のため不許可の例外に該当します。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p> |
| <p>会長(天谷)</p>   | <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>   |
|                 | <p>(挙手なし)</p>  |
|                 | <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>  |
|                 | <p>(挙手全員)</p>  |
|                 | <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p>   |
|                 | <p>(松島委員入場)</p>  |
|                 | <p>次に議事日程第3、報告第18号、農地改良届出についてであります。1番について事務局より報告を願います。</p>   |
| <p>事務局(國府田)</p> | <p>報告第18号、農地改良届出についてであります。次の通り、農地改良届出があったので報告します。令和3年11月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p>   |
|                 | <p>番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については34ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>   |
| <p>会長(天谷)</p>   | <p>次に報告第19号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。1番から3番につ</p>   |

|          |   |
|----------|---|
| 事務局(國府田) | <p>いて、事務局より一括して報告願います。</p> <p>報告第19号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和3年11月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から3番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については37ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p> |
| 会長(天谷)   | <p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第17回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>  |

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和3年12月13日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 中村 政五郎

委員 島田 信成